

## 資料2

### 子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて

#### 1 目的

「第2期 新庄市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)」について、内閣府が定めた基本指針に基づき、中間年における見直しを実施するものである。

#### 2 見直し内容

##### (1) 国の方針(内閣府事務連絡より)

- ◇ 「教育・保育」の量の見込において、支給認定区分ごとの実績値(R3.4.1)が、計画値よりも10%以上の乖離があり、提供体制に支障が生じる場合は見直しを行う。
- ◇ 「地域子ども・子育て支援事業」は、「教育・保育」の見直し及び提供体制の確保の内容変更に合わせて必要に応じて見直しを行う。
- ◇ ただし、新型コロナウイルスの影響により、本来の実績値の把握が困難な場合は、令和5年度以降の見直しとしても差し支えない。

##### (2) 本市の見直しの考え方

- ◇ 「教育・保育」の量の見込において、支給認定区分ごとの実績値(R3.4.1)が、1号～3号まで計画値よりも10%以上の乖離はない状況だが、近年は、幼稚園から認定こども園への移行や、施設の入所定員の変更など、数年前より状況が変わってきているため、見直しを行う。
- ◇ 「地域子ども・子育て支援事業」において、計画策定時の量の見込みと確保方策が、実績値との間に10%以上の差があるものについては、需要量の減少または事業の拡充などを予定しているものについては、令和2年度からの実績より必要に応じて、計画値の見直しを行う。  
ただし、新型コロナウイルスの影響により、本来の実績値の把握が困難な場合は、今回の見直しは行わない。
- ◇ その他、今後のサービスの提供に大きな影響がないものについては、今回の見直しは行わない。今後、第3期計画(令和6年度策定予定)の検討にあたり、令和5年度に実施する実態調査や、本市の子育て施策の方向性を踏まえて、抜本的な見直しを行う。